

## 2022年度 一般入試① 問題 (社会)

問題 次の文章をよく読んで、あとの問いに答えなさい。

《写真1》<sup>あまがしにいます</sup>甘櫨坐神社での<sup>くかたち</sup>盟神探湯のようす

右の《写真1》をみてください。神社の神職が湯釜の前で、笹の葉をもって  
いることがわかります。これは、①奈良県明日香村豊浦にある甘櫨坐神社  
でひらかれている盟神探湯とよばれる儀式の場面です。この儀式の参加者は、  
笹の葉を釜の湯にひたし、<sup>すこ</sup>健やかに暮らせるように祈った後、それをお守り  
として持ち帰ります。現代の盟神探湯はこのようにおこなわれていますが、  
もともとは判断が難しい場合に用いられた古代の裁判でした。人々の争いご  
とを神々に問うという形で、<sup>に</sup>煮えたぎった湯釜に手を入れて判断し、熱さで  
手がただれた方が嘘をついているということになり、<sup>ばっ</sup>罰せられました。このような熱湯を用いた裁判の結果は、神々に問う  
ているため、争いの内容について検討されたことが十分に反映されるものではありませんでした。そうしたこともあり、結  
果を受け入れる人がいる一方、真実を明らかにする手段として疑わしく思っている人もいました。ただし、こうした盟神探  
湯のような神判<sup>しんぱん</sup>（神々に判断を任せることでおこなわれる裁判）は形を変えながらも実施されつづけます。



(毎日新聞 奈良県版 2017年3月9日より)

領主の判断による裁判がおこなわれる一方で、<sup>むろまち</sup>室町時代からは湯起請<sup>ゆぎしやう</sup>が、<sup>せんごく</sup>戦国時代からは鉄火起請<sup>てつかきしやう</sup>もおこなわれるよう  
になりました。湯起請は盟神探湯と同じような熱湯を用いた裁判ですが、湯起請の場合は、熱湯に手を入れる前に起請文<sup>きしやうもん</sup>  
を書くという点で、盟神探湯と異なっています。起請文とは、取り決めた約束を守ることを神々に誓った書類のことです。  
一方、鉄火起請とは、焼けた鉄の棒を握って、そのやけどがひどい方を負けとする裁判のことです。湯起請や鉄火起請は、  
いずれも犯罪の犯人探しだけでなく、②村同士の紛争解決にも多く用いられました。村同士の紛争の多くは山や川・海など  
の③資源の使用権をめぐるもので、室町時代ごろから各地でみられるようになります。

戦国時代になると、戦国大名の中には分国法を制定する者が現れます。分国法とは、戦国大名が④領土を支配するため  
に制定した法令のことです。<sup>するが</sup>駿河<sup>しずおか</sup>（静岡県）の今川氏<sup>いまがわ</sup>や土佐<sup>とさ</sup>（⑤高知県）の長宗我部氏<sup>ちやうそくあべ</sup>などが分国法を制定しました。そ  
の分国法の裁判についての条文をみると、今川氏の分国法の中には⑥喧嘩両成敗法<sup>けんかりやうせいばいほう</sup>が記されています。戦国大名は分  
国法を制定することで、領土内での武力による争いを禁止しようとした。しかし、そうした戦国大名の意図にもかかわらず、領土内での武力による争いはなくなりませんでした。江戸幕府や藩のもとで裁判制度の整備が進んでいくなか、⑦江  
戸時代初期になってようやく日本社会から神判が消えました。

江戸幕府が裁判制度の整備を進めていくなかで、江戸の裁判を担ったのが、  
江戸の町奉行<sup>まちぶぎやう</sup>です。その町奉行の一人に、⑧遠山景元<sup>えんざんけいげん</sup>がいました。彼は、鮮  
やかな裁判ぶりを12代将軍徳川家慶<sup>とくがわいえよし</sup>から「奉行の模範<sup>もはん</sup>」として評価され、また、江戸の町人らの暮らしを良くすることを重視した町奉行であったと言われ  
ています。その人物をモデルにした時代劇がかって流行りました。その時代劇  
では、遠山景元が江戸の町奉行として、「お白洲<sup>しらす</sup>（法廷）」で名裁きを繰り広げ  
ます。右の《写真2》は、「お白洲」の裁きで、遠山景元が片肌<sup>かたはだ</sup>を脱いで「桜  
吹雪<sup>ふぶき</sup>の入れ墨」をみせ、しらを切る悪党をやりこめる場面です。

《写真2》<sup>とおやまかげもと</sup>遠山景元が<sup>いずみ</sup>入れ墨をみせた場面

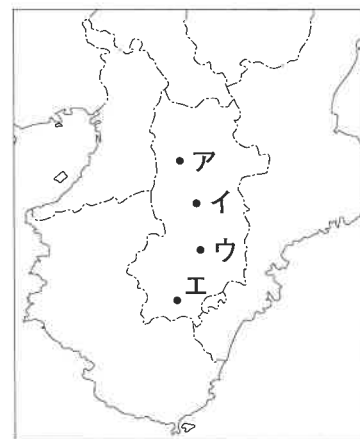


(時代劇専門チャンネルのウェブサイトより)

[https://www.jidaigeki.com/program/detail/jd00000144\\_0014.html](https://www.jidaigeki.com/program/detail/jd00000144_0014.html)

明治時代以降、西洋からさまざまな制度が取り入れられ、裁判の舞台は裁判  
所になり、⑨裁判のあり方も大きく変わりました。被告人<sup>ひこくにん</sup>（罪を犯したと疑わ  
れ検察官<sup>うった</sup>に訴えられた人）に対して、被告人の有罪を主張する検察官、被告  
人の利益を守る弁護士がそれぞれの立場から主張を繰り広げ、裁判官は公正中  
立な立場で両者の主張を聴き、正しい判決をくださうにしています。2009年からは、裁判に国民の考えをいかすために、  
( X ) 制度が始まりました。長い年月を経て、裁判のあり方は、多くの人々がより納得<sup>なっとく</sup>できるものへと変化してきまし  
た。もちろん、いまだ不十分な点もあります。みなさんも当事者の一人として、今後の裁判制度の変化に注目してみましょう。

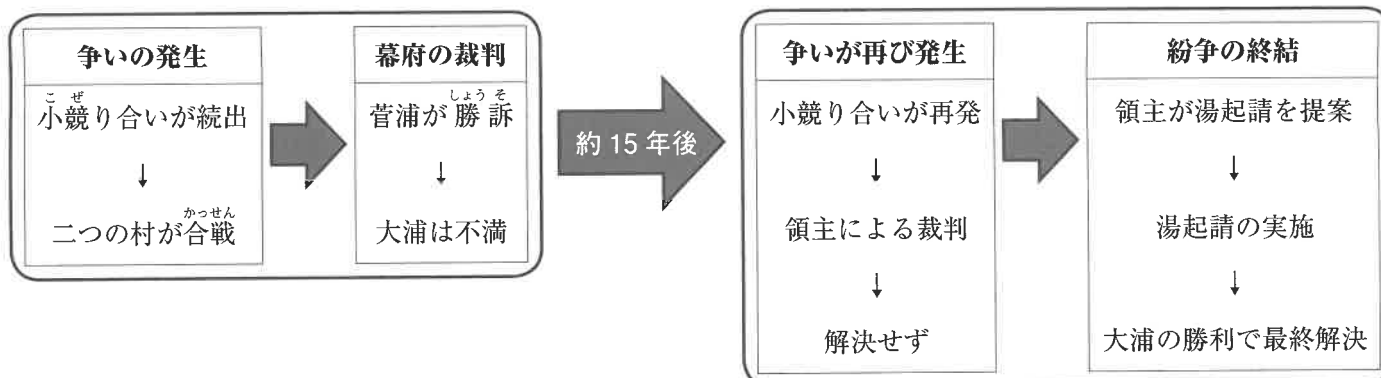
問1. 下線部①について、大化の改新の後、奈良盆地南部の飛鳥に中国の都をまねた日本初の本格的な都がつけられました。この都の名前を答えなさい。また、その都の位置として正しいものを、奈良県とその周辺をえがいた右の地図中のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。



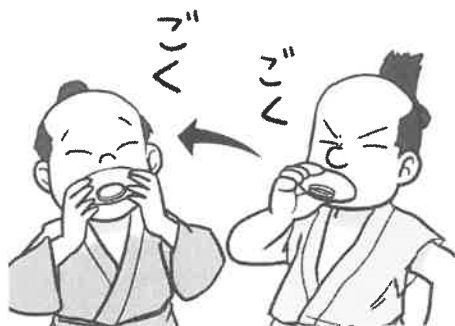
(地理院地図をもとに作成)

問2. 下線部②について、村同士の争いの際に、室町時代では湯起請が争いの解決方法として選ばれることがありました。《資料1》は、滋賀県にある菅浦と大浦という二つの村が日指・諸河という田んぼの所属をめぐる争いの一部です。二つの村は同じ領主に年貢を納めており、土地争いは鎌倉時代後半からつづいていました。《資料1》の事例において、なぜ領主が湯起請を解決方法として選んだのかについて、本文と《資料1》・《資料2》・《資料3》を参考にして、130字以内で説明しなさい。その際に、《資料2》・《資料3》から読みとれる、村の人々が神々についてもっていた考えにふれること。

《資料1》 紛争の経過 (1445～61年)



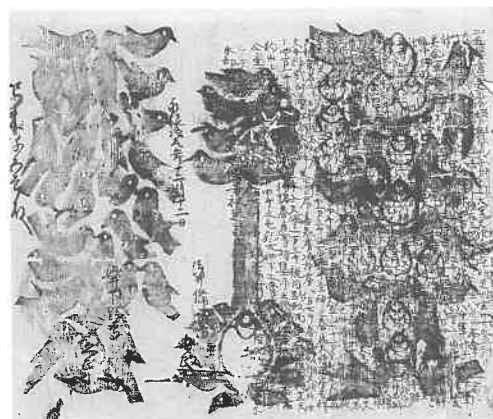
《資料2》 一味神水のような



(『日本の歴史7』KADOKAWA 2015年より)

村では一揆などをおこなう際、決めたことを守らせるために、神々に誓った起請文を燃やし、その灰をとかした水をいれた器を回して飲み、結束を強めました。

《資料3》 起請文の例



(「浅井久政・同長政連署起請文」より)

もし決めたことを守らなかったならば、神々の罰を受けます。

問3. 下線部③について、私たちの身近な資源の一つとして石油があります。さまざまな石油製品は原油を加工して精油所  
でつくられています。石油製品のうち、プラスチックや合成ゴム、洗剤や塗料などさまざまな工業製品の原料になる  
ものの名前を答えなさい。

問4. 下線部④について、次のア～オは沖ノ鳥島、尖閣諸島、与那国島、竹島、南鳥島いずれかの写真です。また、次の  
カ～コはそれらの島々の説明文です。南鳥島の写真（ア～オ）と説明文（カ～コ）をそれぞれ1つ選び、記号で答えな  
さい。

ア



イ



ウ



エ



オ



(ア～エは『小学社会5年』日本文教出版、オは『小学社会5』教育出版より)

- カ. 日本の領土のうち、最も東にある島。
- キ. 日本の領土だが、韓国が領有を主張している島。
- ク. 日本の領土のうち、最も西にある島。
- ケ. 日本の領土だが、中国が領有を主張している島。
- コ. 日本の領土のうち、最も南にある島。

問5. 下線部⑤について、次のア～キの防災対策のうち、高知県の取り組みとして、ふさわしくないものを2つ選び、記号  
で答えなさい。

- ア. 台風や大雨による洪水などの風水害に対する備えをよびかける。
- イ. 高潮や高波に対する防災計画を立て定期的に県民に知らせる。
- ウ. 巨大地震にともなう津波に対する防災訓練を定期的におこなう。
- エ. 地すべりや崖崩れに備える防災訓練を県民と協力しておこなう。
- オ. 火山噴火にともなう火砕流に備えてハザードマップを作成し公開する。
- カ. 高速道路での事故に対する防災を警察・消防・道路会社などと協力しておこなう。
- キ. 標高3000メートル級の高山での遭難に備えて山岳救助用のヘリコプターを備える。

問6. 下線部⑥の喧嘩両成敗法は、戦国大名が領土内のあいつぐ紛争を禁止するために制定した法です。かつては、《資料4》の①「喧嘩をした両方の側に対して理由を問わずに死罪とする」という規定が強調され、戦国大名が新たにつくり出した暴力的な法であると評価されてきました。《資料4》の②の規定と《資料5》を参考にしたとき、そうした評価はどのように考えなおすことができますか。90字以内で説明しなさい。

《資料4》 喧嘩両成敗法

①喧嘩をした者は、喧嘩の理由にかかわらず、原則として喧嘩をした両方をともに死罪とする。  
②ただし、相手からの攻撃こうげきに対してやり返して戦うことなく我慢がまんした場合、我慢した側に喧嘩の原因があったとしても、今川氏の法廷に訴え出れば、その場でやり返して戦わなかったことを考慮こうりょして、今川氏に訴えた側を勝訴とする。

(今川氏の分国法(1526年)をもとに、やさしく書き改めました)

《資料5》 室町時代における紛争解決策のようすの例

但馬たじま(兵庫ひょうご県)のある寺の規定(1406年)  
喧嘩した者は、喧嘩の理由にかかわらず、寺から追放される。

(「大同寺文書」2-1号をもとに、やさしく書き改めました)

五島列島ごとうれつとう(長崎ながさき県)の武士たちが取り決めた約束(1414年)  
喧嘩をした場合、喧嘩した両方の側から二人ずつを死罪にする。

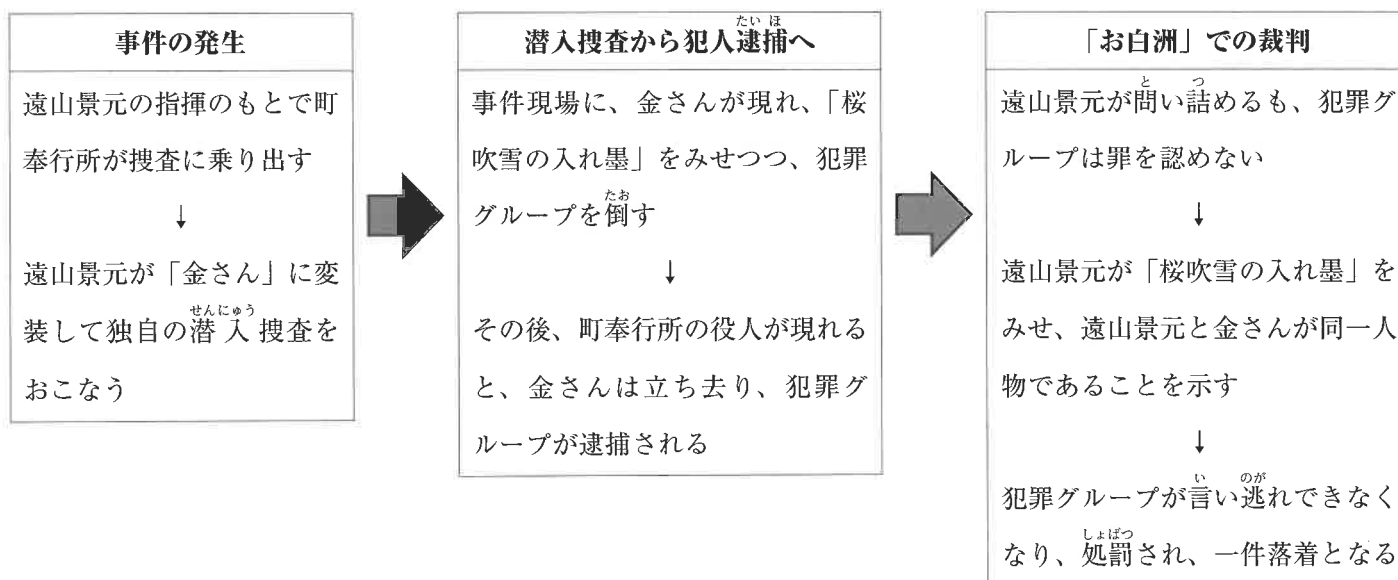
(「青方文書」393号をもとに、やさしく書き改めました)

問7. 下線部⑦について、江戸時代には各地域を旅行する人々が多くなりました。そのなかに、訪ねた土地の人々の生活のようすや祭りのさま、年中行事などを、日記や絵に残した菅江真澄すがえまさみという人物がいます。とくに秋田あきたの地には、佐竹義和さたけよしという秋田藩はんしゆの藩主たのに仕事を頼まれたこともあって長くとどまりました。菅江真澄が残した作品を資料として用いる場合の向き合い方として、ふさわしくないと考えられるものを次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

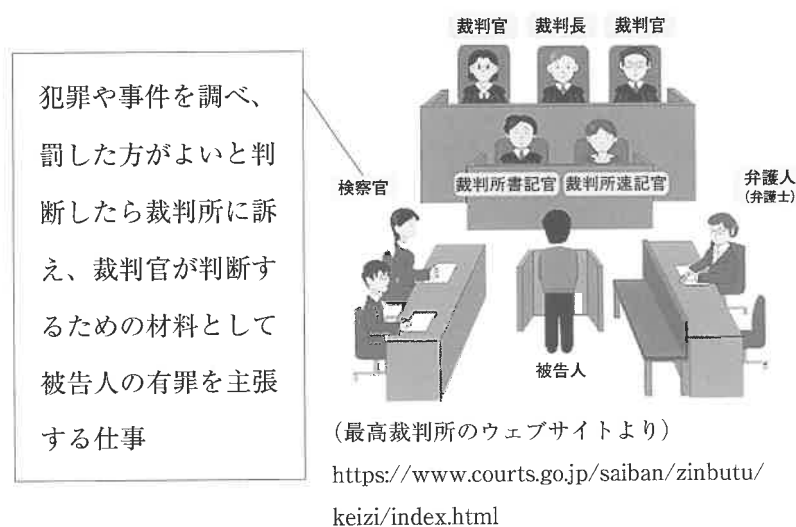
- ア. 秋田の藩主にもその能力を見こまれた有名な学者が自分で見たり聞いたりしたことを書き残した作品なので、その内容は正確で信用できるものとしてあつかう。
- イ. どの時期にどんな花が咲き、どんな災害があったのかを知ることができるので、その土地の気候変化や災害においてどのようなことに気をつけるべきかを考える資料としてあつかう。
- ウ. 菅江真澄が個人として見聞きしたことで、間違いや自分の意見などが入っている絵や記述もあるので、ほかの人が書いたものなどと照らし合わせながらあつかう。
- エ. 菅江真澄が秋田に長くとどまったことで、数多くの彼の作品が残ることになったので、それらの作品はこれからも保存していくべき大切な資料としてあつかう。

問8. 下線部⑧について、《資料6》は時代劇『名奉行 遠山の金さん』のあらすじです。実際には自分で捜査し証拠をつかんでくるような町奉行はいませんでしたし、ヒーローのような人物とも限りませんでした。そのようなことを除いたとしても、現在の裁判のやり方からみると、町奉行である遠山景元（「金さん」とよばれる）が裁判をおこなうことには問題があります。その問題はどのようなことかを述べた上で、それによって裁判の被告人にどのような影響があるのか、本文と《資料6》・《資料7》・《資料8》を参考にして、130字以内で述べなさい。

《資料6》時代劇『名奉行 遠山の金さん』の典型的なあらすじ



《資料7》現在の刑事裁判のようす



《資料8》江戸時代の刑事裁判のようす



問9. 下線部⑨について、現在の日本の裁判制度に関する文として正しいものを次のア～エから1つ選び、記号で答えなさい。

- ア. 最高裁判所の裁判官は、国民による選挙で選ばれる。
- イ. 裁判所は、法律が憲法に違反していないかを判断することができる。
- ウ. 犯罪ではない単なるもめごとは、裁判では取りあつかわない。
- エ. 関係者のプライバシーを守るため、裁判は原則として非公開でおこなわれる。

問10. 本文中の（ X ）にあてはまる語句を答えなさい。

